

幌延町医療職員養成修学資金貸付制度 Q&A

Q1	生活費として貸付けを受けることはできますか
A1	各養成機関への修学に必要な資金を貸付けするもので、生活費を援助するためのものではありません
Q2	幌延町在住でも幌延町出身でもありませんが、制度を利用することはできますか
A2	幌延町にゆかりのない方でも制度を利用することはできます 養成機関を卒業して免許を取得後、町の各機関に勤務する意思があれば対象になります。
Q3	他の修学資金を受ける予定ですが（受けていますが）、この制度の対象になりますか
A3	対象になりません。他の修学資金との重複での貸与はできません
Q4	金融機関の学資ローンを利用する予定ですが、この制度の対象になりますか
A4	金融機関の学資ローンは他の修学資金に該当しないので対象となります
Q5	貸付金額の月額10万円以内とは（例えば）
A5	利用する方が10万円以内を限度に1万円単位で利用することができます
Q6	修学資金に利息はつきませんか
A6	貸付けの期間、返済を猶予された期間及び貸付された修学資金を規定の期間内に返還した場合は、利息はつきません
Q7	正規の修学期間とは具体的に何年ですか
A7	各養成機関の修学年限になります
Q8	7月から貸付金額の支払いが始まりますが、4月分から貸付されますか
A8	4月から正規に修学していれば、貸付けを決定した年の4月から対象となります
Q9	修学資金はどのように支払われますか
A9	指定していただいた金融機関の口座に振り込みます
Q10	振込口座は修学資金を受ける本人名義以外の口座でも可能でしょうか
A10	本人名義の口座に限定します
Q11	修学資金の振込は毎回振込時に通知はありますか
A11	通知の希望があれば通知します。不明な点がありましたらお問い合わせ願います
Q12	添付書類を準備するのに時間がかかり、期限に間に合わなかったら申請できませんか
A12	担当までご相談ください
Q13	印鑑はシャチハタ（スタンプ）印でもよいですか
A13	認印をお願いします。実印でなくてもかまいません。借用証書の連帯保証人は実印（印鑑証明書添付）を押印いただくこととなります
Q14	次年度以降も貸付けを希望する場合、貸付申請書は毎年度提出しなければなりませんか
A14	修学されている皆さんの現況を確認させていただき、必要であれば在学証明書とともに申請書（変更）を提出していただきます
Q15	貸付けの審査をどのように行いますか
A15	提出された書類の内容を審査し、必要があればその他の書類を提出していただく場合があります
Q16	審査では、どんな点を審査しますか
A16	各養成機関の卒業後の就業意欲など重点に審査させていただきます
Q17	連帯保証人は必ず必要ですか
A17	修学資金を受けた本人と同等の返還の責任があります、本人の返還状況により連帯保証人からも返還を求める場合があります
Q18	連帯保証人は誰でも構いませんか
A18	連帯保証人は独立の生計を営む成年者2人になっていただきますが、対象者が未成年の場合は、連帯保証人の一人は法定代理人になっていただきます
Q19	連帯保証人は、主たる収入が年金のみでも構いませんか
A19	独立して生計を営んでいる方でしたら構いません
Q20	各養成機関を卒業後、語学学校等に進学して、その後町の職員となり関係機関へ就職する場合は、この場合は猶予が認められますか
A20	認められません。猶予は卒業後、速やかに関係機関で修学年限まで勤務した場合等に限られますので、貸付金を返還していただくこととなります